

平成27年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成27年 6月 9日

閉 会 平成27年 6月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月9日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	6番	山 舘 清 剛 君
7番	木 村 修 君	8番	藤 田 修 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 木 村 修 君

1 番 小 鹿 重 一 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程

議案第 4 3 号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 4 4 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 4 5 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 4 6 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第 4 7 号 平成 2 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 2 号）案

議案第 4 8 号 平成 2 7 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）案

議案第 4 9 号 平成 2 7 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

議案第 5 0 号 平成 2 7 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案

議案第 5 1 号 蓬田村教員委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 6 議案第 4 3 号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 7 議案第 4 4 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 8 議案第 4 5 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

第 9 議案第 4 6 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

第10 請願第 3号 労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書採択
の請願

第11 請願第 4号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の請願

午前9時44分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成27年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番木村 修君、1番小鹿重一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月11日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成27年3月定例会後の主なる行事及び会議等についてご報告を申し上げます。

なお、3月から5月にはたくさんの行事及び会議がございましたので、村内行事を中心に報告いたします。

まず、3月14日、蓬田中学校卒業式が行われ、出席いたしました。

続きまして、3月20日、金曜日でございますが、蓬田小学校の卒業式があり、出席いたしました。

3月25日、蓬田村土地改良区の総代会がございました。同日、青森地域広域事務組合会議が広域消防本部でございましたので、出席をいたしました。

3月27日、蓬田村漁業協同組合総会が漁協事務所で行われました。

4月5日、日曜日でございますが、蓬田村春季火防演習が郷沢地区で実施されました。

4月7日、午前中、蓬田小学校の入学式、午後は蓬田中学校の入学式が挙行され、出席いたしました。

4月の8日、蓬田村連合婦人会総会がふるさと総合センターで開かれ、出席をいたしております。

4月の23日、蓬田村子ども会育成連絡協議会の総会がふるさと総合センターで行われ、出席しております。

4月の27日、蓬田村老人クラブ連合会総会がふるさと総合センターで開催されました。これに出席しております。

4月の25日、土曜日でございますが、水産庁の課長及び課長補佐が残渣処理施設を見たいということで視察に参りまして、これに対応いたしました。

5月8日、蓬田村連合PTAの総会が村内で開催され、出席いたしました。

5月13日、蓬田村商工会の総会が村内で開催され、出席いたしました。

5月14日、東郡町村会の総会が青森市内で開催されました。これに出席しております。

5月15日、蓬田村議会臨時会が開催されました。

5月17日、蓬田中学校運動会が村総合グラウンドで開催されました。これに出席しております。

5月21日、村内の田植え励行ということで巡回をいたしました。

5月22日、外ヶ浜地区安全協会の総会が蟹田公民館で開催され、出席いたしました。

5月27日、半島振興市町村協議会総会が東京都で行われ、これに出席をいたしました。

5月31日、蓬田小学校の運動会が開催され、出席をいたしました。

6月1日、ホタテガイ養殖残渣堆肥化処理施設竣工式を現地で行い、その後、昼食会をふるさと総合センターにおいて開催しております。

以上のおおりに、主なものについてご報告を申し上げます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案の上程。今定例会に提出されております議案9件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成27年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案9件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第43号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、行政職給料表（二）の追加に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第44号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料の根拠となる「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたため提案するものであります。

議案第45号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が平成27年8月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第46号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が平成27年8月31日をもって解散し、三戸地区環境整備事務組合と

統合することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第47号平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案について、ご説明いたします。

歳入の主なるものとして、国庫支出金158万4,000円、県支出金167万円、繰越金430万円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費1,218万9,000円、商工費430万円、教育費889万6,000などを増額し、民生費829万5,000円、農林水産業費353万円、土木費741万2,000円が減額となっております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに765万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ21億4,564万4,000円となるわけでございます。

議案第48号平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰越金13万3,000円を増額しており、歳出では総務費13万3,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに13万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,335万3,000円となるわけであります。

議案第49号平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で国民健康保険税24万6,000円などを増額しており、歳出では保険事業費30万円を増額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに30万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,447万7,000円となるわけであります。

議案第50号平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で国庫支出金145万8,000円、繰入金603万3,000円を増額しており、歳出では総務費749万1,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに749万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,188万3,000円となるわけであります。

議案第51号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

日程第6 議案第43号 田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第6、議案第43号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第43号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、行政職給料表（二）の追加に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4中「ア 行政職給料表」を「ア 行政職給料表（一）」に改め、同表の次に次のように加える。

イとして行政職給料表（二）。以下の表を追加するものであります。

次に、別表第4中「イ」を「ウ」に改める。これは公安職給料表を「ウ」に改めるものであります。

この条例については、公布の日から施行し、改正後の蓬田村職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 質問いたします。今まで（一）と（二）はどういうふうな扱いだったのか。また、一部の改正が生じたためとありますけれども、何が改正する必要が生

じたのか。これは国から来ているものなのか。村独自の政策として（一）と（二）を同じ扱いにするのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 行政職給料表（二）については、4月1日から採用しました現業職の職員の給料から採用します。それ以前については、行政職給料表（二）の給料表を使っている現業職がございませんでしたのでわかりませんでした。今回、行政職給料表に該当する職員を4月1日から採用したので、この部分を一部改正したものでございます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 「イ」を「ウ」に改めるとありますけれども、ぴんとこないんですよ、聞いていて。もっとわかりやすく簡単に説明できませんかね。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 最後のほうの別表第4中の「イ」を「ウ」に改める。「イ」については、うちのほうで使っていませんけれども、公安職給料表、これが載ってございます。これを行政職（二）が（一）の次に入りましたので、「ウ」として公安職給料表が3番目に、「ア」、「イ」、「ウ」になったということであります。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 村独自の政策なのか、国からのそういう指導があったのか、その辺も先程伺いましたけれども。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） この給料表については、もともと国のほうであるわけですが、今まで現業職員については通し号俸という給料表を使っています、行政職給料表（二）のを使っていませんでしたので、なかったわけです。それで、これ、国がどうのこうのなくて、村でもともと制度としてある行政職（二）を今回、4月1日から適用する職員が生じたので、追加して条例化したということになります。以上です。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） それは、技能職も（二）の職員も同じ給料表に今度は換算されるということで理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 27年の4月1日から採用された現業職員からこの行（二）表

を適用いたします。今までの職員については、独自の通し号俸の給料表を使ってやるということになります。以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 総務課長にもう一度お聞きしますが、この表によって給料が今までより上がるのか、下がるのか、その答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 若い職員が入りましたので、単純に行政職給料表（二）と通し号俸のほうをちょっと比べることはできませんけれども、行政職給料表というのは現業職と違っていただきますので、照らし合わせてみますと若干低い感じがいたします。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第7、議案第44号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第44号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料の根拠となる「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

適正化に関する法律」に改正されたため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

別表中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成26年法律第46号）」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（藤田修一君） 日程第8、議案第45号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第45号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成27年8月31日をもって青森県市町村総合事務組合から三戸地区塵芥処理事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしまして、構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が平成27年8月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次のページをお開きいただきます。

内容といたしまして、別表第1及び別表第2第8号の項中「、三戸地区塵芥処理事務組合」を削る。

この規約は、平成27年9月1日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第46号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第46号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方

公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成27年8月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から三戸地区塵芥処理事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合格約を次の通り変更するものとする。

提案理由といたしまして、構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が平成27年8月31日をもって解散し、三戸地区環境整備事務組合と統合することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次のページをお開きいただきます。

内容といたしまして、別表第1中「三戸地区塵芥処理事務組合」を削る。

この規約は、平成27年9月1日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第3号 労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する
意見書採択の請願

○議長（木村 修君） 日程第10、請願第3号労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書採択の請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立1名)

○議長(木村 修君) 起立1名です。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第11 請願第4号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の請願

○議長(木村 修君) 日程第11、請願第4号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書採択の請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第4号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第4号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

○議長（木村 修君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時47分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員